

### 今定例会で可決された議案

#### 議員等提出

##### ◆条例の制定

- 茨城県産木材利用促進条例
- 障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例

- 茨城県被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例

##### ◆条例の一部改正

- 茨城県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

##### ◆意見書・決議

##### 知事提出

##### ◆平成二十六年当初予算関係

- 一般会計予算(一件)
- 特別会計予算(十二件)
- 企業会計予算(六件)

##### ◆平成二十五年補正予算関係

- 一般会計予算(一件)
- 特別会計予算(十三件)
- 企業会計予算(六件)

##### ◆条例の制定

- 職員の配偶者同行休業に関する条例
- 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

##### ◆条例の一部改正

- 茨城県自転車競走実施条例の一部を改正する条例
- 茨城県職員定数条例の一部を改正する条例
- 茨城県安全なまちづくり条例の一部を改正する条例
- 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例の一部を改正する条例

##### ◆報告

- 地方自治法第七十九条第一項の規定に基づく専決処分について

に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県大洗マリンタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例の一部を改正する条例

##### ◆その他

包括外部監査契約の締結について

茨城県道路公社の有料道路事業の変更について

霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について(平成二十六年度分)

### 可決された意見書・決議

(全文はホームページでご覧になれます)

- 大雪被害に対する支援の拡充を求める意見書
- 第七十四回国民体育大会開催に関する決議

## 議員提案により三件の政策条例を制定しました



発議者を代表して条例の提案説明を行う菊池敏行議員(副議長)

### 茨城県産木材利用促進条例

#### 背景

木材は環境への負荷が少なく、再生産が可能であることから、循環型社会を形成する上で重要であり、木材を化石燃料の代わりにエネルギーとして利用し、地球温暖化の防止に貢献することや、建築資材などを環境に優しい木材に転換することによる低炭素社会づくりなど、木材利用の拡大に対する期待が高まっています。

#### 目的

県及び関係者が協働し、県産木材の幅広い利用を進めることにより、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展並びに木材の積極的な利用による循環型社会の形成に寄与することを目的としています。

#### 主な内容

県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針を策定することとしています。

また、基本的施策として、県産木材の安定供給の推進、流通加工体制の整備、県産木材の利用の促進、木質バイオマスの利活用促進などに努めることも規定しています。条例の施行日は、本年四月一日です。

### 障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例

#### 背景

昨年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立するとともに、本年二月には、国際連合の障害者の権利に関する条約が、我が国でも効力を生じるなど、日本全体における状況が一步進むこととなりました。しかし、法の施行は平成二十八年四月であるため、法の施行に先立ち、誰もが差別を感じることなく幸せに暮らすことのできる社会をつくっていくための基本的なルールを定めることが求められています。

#### 目的

障害の有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としています。

#### 主な内容

差別を定義するとともに、差別を解消するための基本理念として、障害のある人となない人が共に学び合い協力していくことなどを掲げ、県の責務、県民等の役割を規定しています。また、何人も障害のある人に対し差別をしてはならないという原則を明確にし、差別を解消するため、各分野において特に配慮すべき事項を別に定めるものとし、県民はこれを遵守していくこととしています。

実効性を確保するための仕組みとして、県が差別に関する相談に応じて当事者間の問題の解決を図っていくこととしたほか、県全体の取り組みを話し合う場として、広く関係各方面からの委員で構成する協議会も設けることとしています。

付則には、社会情勢の変化などにより、必要に応じて、本条例を見直す旨の規定を設けています。

条例の施行日は、相談体制の整備などを考慮し、法の施行よりも一年早い、来年四月一日としています。

### 茨城県被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例

#### 背景

生活保護法による被保護者の数が増加傾向にある中、都市部においては、住居と生活サービス等をセットにした事業を提供し、生活保護法による被保護者等から不当な利益を上げる、いわゆる貧困ビジネス問題が顕著になっており、悪質な事業者が生活保護費の着服で逮捕される事件などが発生しています。悪質な事業者による不当な事業活動を防止することとは、生活保護法による被保護者等の生活の安定及び自立を図る上で必要です。また、県外からの悪質な事業者の侵入を水際で防ぐ必要があります。

#### 目的

生活保護法による被保護者等と、住居及び生活サービス等を提供する事業者との間における公正な取引ルールを定め、被保護者等に不当に不利となる事業活動を規制することにより、被保護者等の生活の安定及び自立の助長を図ることを目的としています。

#### 主な内容

社会福祉法などの法令による届出などを要する事業以外であって、二人以上の生活保護法による被保護者等に対し、住居及び生活サービス等を提供する事業を対象としています。事業者に対して、事業開始の届出や契約締結時の書面の交付を義務化し、必要に応じて報告の徴収・立入検査、さらには事業の制限・停止命令、命令に違反した場合の罰則規定を設けています。

また、事業者に対して、契約の解除に係る規制、契約締結前の重要事項の説明、虐待防止の取り組みを義務化し、必要に応じて報告の徴収・立入検査、さらには勧告及び命令、命令に違反した場合の事業者名などの公表についても規定しています。

条例の施行日は、周知期間などを考慮し、本年十月一日としています。